

令和4年11月25日開催

## 新庄市農業委員会第30回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄農業委員会総会（令和4年11月）議事録

1. 開催日時                    令和4年11月25日（金）午前10時
2. 開催場所                    新庄市民プラザ
3. 出席委員（18名）

1番 浅沼 玲子	2番 笹 行也
3番 清水 哲夫	4番 間 真一
5番 田宮 成彦	6番 丹 茂
7番 星川 豊	8番 五十嵐 成生
9番 佐藤 啓右	10番 齋藤 謙二
11番 指村 貞芳	12番 三原 康志
13番 高山 光弥	14番 森 良一
15番 星川 吉和	16番 下山 秀一
18番 佐藤 喜代志	19番 早坂 浩樹
4. 欠席した委員（1名）

17番 星川 秀男
-----------
5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第 105 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 106 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第 107 号 農用地利用集積計画について  
日程第 5 議案第 108 号 農業振興地域整備計画の変更について  
日程第 6 報告第 83 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
日程第 7 報告第 84 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
日程第 8 報告第 85 号 2 アール未満農地転用届出について  
日程第 9 報告第 86 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について  
日程第 10 報告第 87 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

#### 6. 出席した事務局職員

事務局長	横山 浩	総務主査	鏡 彰広
主任	庭崎 佳子	主 事	結城 美緒

#### 7. 総会議長

浅沼 玲子

#### 8. 会議の概要

##### ○議長

それでは、これより令和 4 年度新庄市農業委員会第 30 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

##### ○事務局長

現在の出席委員は 18 名です。欠席通告者は、17 番星川秀男委員の 1 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 30 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

##### ○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

##### ○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に3番清水哲夫委員と12番三原康志委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の庭崎佳子さんと結城美緒さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第105号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第105号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区3件、稲舟地区8件、萩野地区2件、八向地区7件、計20件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○8番

新庄地区1番につきまして、11月19日に調査確認いたしました。譲受人の農地に隣接した農地であり、譲渡人から売りたいとの話があり、売買に至ったそうです。価格も双方合意のものでありますが、価格が高い設定のため今後も確認していきたいと考えていますので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区2番につきまして、11月19日に調査確認いたしました。価格についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区3番につきまして、11月19日に調査確認いたしました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区1番につきまして、11月19日に調査確認いたしました。不形成な農地のため賃借料が安価ですが、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区2番につきまして、11月19日に調査確認いたしました。農用地区域外で現在はそばが作付けされていますが、今後は水稻を作付けするそうです。価格が高めであるため、確認しましたが、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区3番につきまして、11月19日に調査確認いたしました。賃借料についても、双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○16番

稲舟地区4番につきまして、11月20日に調査確認いたしました。この農地ですが事前に農地法第18条第6項の規定により譲受人の父との間にあった基盤法による利用権設定を解約しております。以前に譲渡人と譲受人の父が農地の売買の契約をした際にこの農地がはずれており、今後息子である譲受人が主体的に農業をすることから、贈与という形で農地を譲ることを決められたそうです。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区5番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区5番につきまして、11月19日に調査確認いたしました。同一世帯内であり、双方の作業効率化に向けて貸借とのこと。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区6番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区6番につきまして、11月19日に調査確認いたしました。貸人より耕作を止めるため、農地を借りてくれる方を探しているとの相談を受けており、隣接する農地を耕作する借人に相談したところ借りていただけることになりました。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区7番について調査報告をお願いします。

○13番

稲舟地区7番につきまして、11月19日に調査確認いたしました。稲舟6番と同様に、貸人より耕作を止めるため、農地を借りてくれる方を探しているとの相談を受けており、隣接する農地を耕作する借人に相談したところ借りていただけることになりました。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区8番について調査報告をお願いします。

○4番

稲舟地区8番につきまして、11月19日に調査確認いたしました。賃借料についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○6番

萩野地区1番につきまして、11月19日に調査確認いたしました。勤めながら農業をしていた貸人が仕事の都合で耕作できなくなり、親戚である借人と賃貸借するとのこと。賃借料には土地改良区費も込みとのこと。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○10番

萩野地区2番につきまして、11月20日に調査確認いたしました。譲渡人と譲受人は親戚であり、基盤法により賃貸借していましたが、譲渡人よりぜひ買ってほしいとの要望があり、農地法第18条第6項で解約し、売買に至りました。価格についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区1番につきまして、11月19日に調査確認いたしました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区2番につきまして、11月18日に調査確認いたしました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区3番につきまして、11月18日に調査確認いたしました。貸人は八向2番の貸人と親子関係にあります。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区4番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区4番につきまして、11月18日に調査確認いたしました。貸人は秋田県在住であり、借人に新規で賃貸借を依頼しました。双方合意しており、問題ないと判断いたし

ましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区5番について調査報告をお願いします。

○18番

八向地区5番につきまして、11月18日に調査確認いたしました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区6番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区6番につきまして、11月18日に調査確認いたしました。譲受人から譲渡人に売ってほしいとの要望があり売買に至ったとのことです。価格についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区7番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区7番につきまして、11月19日に調査確認いたしました。譲渡人が相続した農地を農地法第18条第6項で解約し、譲受人と売買するとのことです。価格が安価なのは農地が山地で沢沿いのため排水性が悪い等条件の悪い農地が多く、隣接する農地を耕作する譲受人しか買い手がおりませんでした。譲受人が農地を適正管理するとのことで、価格についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第105号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第105号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第106号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第106号農地法第5条の規定による許可申請について、八向地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区1番につきまして、11月19日に調査確認しました。譲受人が家を新築するにあたり、現在の土地は災害指定地であるため、代替え地を探したところ、譲渡人所有の農地が候補に上がったとのことでした。事由は事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第106号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>



○議長

異議なしと認めます。よって、議案第106号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第107号農用地利用集積計画についてを上程します。

ここで、森良一委員と指村貞芳委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席いたします。

暫時休暇します。

(森良一委員、指村貞芳委員退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第107号農用地利用集積計画について、新庄地区2件、萩野地区4件、八向地区1件、計7件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった所有権移転2件、賃借権設定の再設定5件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第107号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第107号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休暇します。

(森良一委員、指村貞芳委員入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

次に日程第5、議案第108号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第108号農業振興地域整備計画の変更について、萩野地区1件ご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

萩野地区1番につきまして、11月18日に調査確認いたしました。令和2年8月に同様の申請をし、その残りの部分を今回申請することでした。問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第108号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第108号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第6、報告第83号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第83号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区3件、稲舟地区2件、萩野地区5件、計10件ございます。議案書に基づきご報告いたします。  
(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第83号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第83号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第84号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第84号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区3件、稲舟地区6件、萩野地区1件、八向地区6件、計16件を議案書に基づきご報告申し上げます。  
(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの報告第84号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第84号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第8、報告第85号2アール未満農地転用届出についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第85号2アール未満農地転用届出について、稲舟地区1件を議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第85号2アール未満農地転用届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第85号2アール未満農地転用届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第9、報告第86号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第86号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区1件、稲舟地区1件、八向地区1件、計3件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第86号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第86号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第10、報告第87号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

報告第87号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、八向地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第87号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」というものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第87号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案の通り可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他の件について何かございますか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第30回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和4年11月25日

新庄市農業委員会

議 長 浅 沼 玲 子

議事録署名委員 清 水 哲 夫

議事録署名委員 三 原 康 志